

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 所管事務の調査（報告）

#### (1) 川崎・横浜公害保健センターの今後の在り方について

資 料 川崎・横浜公害保健センターの今後の在り方について

参考資料 法人財務状況（「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」抜粋）

令和6年10月31日

健康福祉局

1 公害健康被害補償制度の概要

(1) 制度概要

公害健康被害補償制度とは、「公害健康被害の補償等に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき、公害によって生じた健康被害を補てんするため、全国41自治体で実施している制度である。

大気汚染の影響による健康被害としての疾患は気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症となっており、公害健康被害被認定者(以下、「被認定者」という。)の方に対して、法定受託事務として各自治体において各種補償等を行っている。

昭和63年の法改正により指定地域の指定解除により、現在は、新規の公害認定は行われていない。

(2) 被認定者数

	昭和52年12月末	令和6年3月末
川崎市	3,178人	1,096人
横浜市	799人	324人

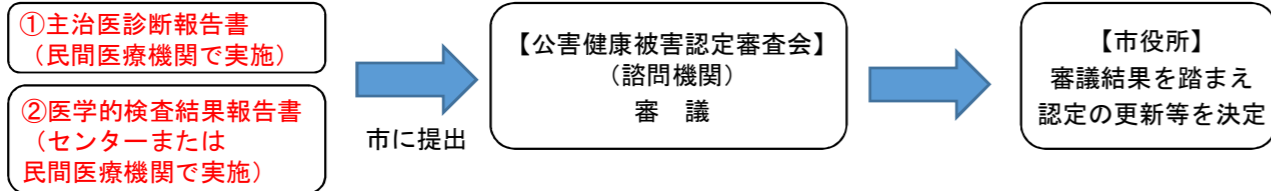
(3) 医学的検査の必要性

ア 認定の更新及び障害程度の見直し

各種補償の給付等を受けるために、法令等で定められた医学的検査が求められており、医療機関で行う必要あり

(ア) 認定更新に係る検査 : 3年に1回 (イ) 障害程度の見直しに係る検査 : 1年に1回

イ 認定更新等の流れ



2 川崎・横浜公害保健センターの概要

(1) 法人概要

ア 所在地 川崎区日進町23番地

イ 法人名称 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター(以下、「センター」という。)

ウ 設立目的 (定款第3条)

センターは、川崎市長及び横浜市長が認定した被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的とする。

エ 沿革 昭和52年2月10日 財団法人川崎・横浜公害保健センターの設立

昭和53年4月1日 事業開始

平成24年2月1日 財団法人から公益財団法人に移行

オ 出捐金 10,000千円(川崎市6,660千円(66.6%)、横浜市3,340千円(33.4%))

カ 建物 (ア)構造:RC造・地上2階地下1階(イ)竣工:昭和53年2月10日(ウ)法人所有

キ 土地 (ア)敷地面積1,156.94平米

(イ)設立当時、日本住宅公団(現・独立行政法人都市再生機構)から川崎市が無償で借り受け法人へ貸与

(2) 組織 (令和6年7月1日現在)

センターの組織の状況 (別紙参照)

(3) 定款に規定する事業

ア 検査及び検診 イ 保健福祉 ウ 資料の収集及び管理 エ 応急医療 オ 健康被害の予防

カ その他必要な事業

(4) 実施事業 (受託事業)

現在実施している事業は次のとおり。なお、横浜市は平成18年度末をもって呼吸機能訓練及び呼吸器健康相談の委託を終了。

事業名	対象	事業概要	受託状況
検査・検診事業	被認定者	認定更新及び障害程度の見直しに必要な医学的検査の実施	川崎市・横浜市
呼吸機能訓練	被認定者・地域住民	医師等の講師が療養指導や呼吸機能訓練等を実施	川崎市
呼吸器健康相談	地域住民	医師等が呼吸器疾患に関する相談及び指導を実施	川崎市

(5) 他都市の状況

旧指定地域において同種(出資法人)の施設はなし

3 現状の課題・状況の変化

(1) 被認定者の状況

ア 被認定者は徐々に減少傾向にあるものの、年齢構成は40歳・50歳代で約半数を占めている。

イ 被認定者の障害程度の見直しに関しては、現状、見直しとなる事例は非常に少ない状況である。

(2) 医学的検査の実施状況

ア 川崎市では医学的検査の受入は主にセンターで行ってきたが、とりわけ、新型コロナウイルス感染症を契機に、希望する被認定者が近隣の医療機関で受検する事例は増加傾向にある。

イ 横浜市においては、平成18年度から被認定者の利便性を考慮し、医学的検査の実施方法を見直し、主治医や身近な医療機関で受検できることとした。

ウ センターで医学的検査を受け入れても、所見がある場合、センターでは治療ができないため、被認定者に対して検査結果を提供するとともに、かかりつけ医への速やかな受診を推奨している状況である。

(3) 議会・行財政改革推進委員会からの指摘

ア 川崎市議会からは、医学的検査数が減少傾向にあることや、センターが実施する事業を担えるその他の医療機関等が増加していること、法人の収支不足に対して、基金を原資とした運営費補助金で対応している状況等を鑑みて、本市に対してその在り方を含めて検討するよう求められている。

イ 行財政改革推進委員会からは、令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果として、「法人は被認定者以外の方も含め市民向け事業の拡大を検討するか、組織の存続自体の検討が必要である」との意見が出され、さらに、令和5年度の審議結果では、「法人の廃止という整理もあり得る」などと指摘された。

(4) 川崎市アレルギー疾患対策推進方針の策定

川崎市においては、「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」のもと総合的に取組を進めているところから、呼吸器健康相談等、地域住民向け委託事業に関して、整合を図る必要がある。

4 センターの今後の在り方について

(1) 検討の進め方

現状の課題や状況の変化を踏まえながら、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」(以下、「連携・活用指針」という。)に基づき、センターが担う役割等について、次の4つの視点で検証を行い、センターの今後の在り方について検討する。

① 出資法人が実施している事業の必要性(市民ニーズ)はあるのか

② 事業の必要性はあっても行政関与の必要性はあるのか

③ 行政関与の必要性が認められても、出資法人が最適な担い手なのか

④ 出資法人が最適な担い手と認められても、その法人に事業を実施する経営基盤はあるのか

併せて、法定受託事務である医学的検査をはじめ、センター受託事業である呼吸機能訓練と呼吸器健康相談に関して、サービス提供手法について、次の4つの視点で見直しを検討する。

①身近なサービス享受 ②効果的な実施 ③サービス提供の継続性 ④効率性の確保

(2) 具体的検討

ア 医学的検査

(ア) これまでの取組と課題・状況変化

a 川崎市、横浜市合わせて最大4,000人を超える方が法に基づき認定されたが、一元的に検査可能な体制を整え、設立以来両市合わせて延べ約11万件的検査を受入

b 川崎市では、「上記3(2)医学的検査の実施状況」を踏まえ、川崎市医師会と連携して、医学的検査の受入可能な市内医療機関の調査を実施(令和6年4月~5月)し、105の市内医療機関が受入同意

c 横浜市では、令和6年度下半期からは市役所において、被認定者の個別の状況等の把握を行い、居住地近隣の医療機関情報の提供を行うなどして、検査についての相談を受けていくこととしている。

(イ) 今後の方向性

a 事業の必要性: 被認定者は40・50歳代が半数を占め、今後も継続的サービス提供が必要

b 行政関与の必要性: 公害健康被害補償制度の運用は法定受託事務であり引き続き関与する必要

c 最適な担い手

(a) 民間医療機関等を活用することで、被認定者がより身近な医療機関で受検が可能となるほか、所見がある場合でも速やかな治療につながるなど、より効果的

(b) より多くの医療機関での受検環境を整えることで継続性を確保

(c) 民間医療機関等で医学的検査を実施した場合、センターの運営等に要する費用やそれに伴う事務等が発生せず、効果的な事業実施が可能

⇒民間医療機関等を活用する方向で検討

イ 呼吸機能訓練

(ア) これまでの取組と課題・状況変化

- a 川崎市、横浜市の被認定者と地域住民を対象として、延べ約11,800人に訓練を実施
- b 開始当初は被認定者を対象に実施してきたが、コロナ禍や高齢化等により、被認定者の参加は激減
- c 平成28年度以降、被認定者以外へも対象を拡大したが、現在、参加者は一般の方が大半
- d センターでは時間的・場所的な制約があるが、現在、パンフレットや動画配信等、啓発環境が充実

(イ) 今後の方向性

- a 事業の必要性：呼吸機能訓練によるぜん息の重症化予防等は重要
- b 行政関与の必要性
  - (a) 被認定者向け：公害健康被害補償制度の運用は法定受託事務であり、引き続き関与する必要
  - (b) 地域住民向け：市アレルギー疾患対策推進方針を踏まえた取組として引き続き一定の関与は必要
- c 最適な担い手
  - (a) 被認定者向け
 

川崎市が実施する既存の家庭療養指導事業等の取組強化により、個別訪問による効果的な指導等を実施するほか、当該事業の対象外の被認定者に対しても、パンフレット等による啓発を継続的に実施
  - (b) 地域住民向け
 

川崎市が環境再生保全機構等の啓発物等を活用し、紙媒体やWEB等を通じた啓発を行うことで、時間的・場所的な制約がなく、多くの方が利用可能な環境を整備し、事業の継続性も確保  
⇒一部行政が役割りを担いつつ、環境再生保全機構等の啓発物を活用する方向で検討

ウ 呼吸器健康相談

(ア) これまでの取組と課題・状況変化

- a 川崎市、横浜市の地域住民を対象に、延べ約6,500件の相談を実施
- b センターでは時間的・場所的な制約があるが、環境再生保全機構等による電話相談体制が充実

(イ) 今後の方向性

- a 事業の必要性：気管支ぜん息に関する気軽な相談機能の確保は重要
- b 行政関与の必要性：市アレルギー疾患対策推進方針を踏まえた取組として引き続き一定の関与必要
- c 最適な担い手
 

川崎市が、環境再生保全機構等の電話相談の活用に関して、紙媒体やWEB等を通じた広報を行うことで、時間的・場所的な制約がなく、多くの方が利用可能な環境を整備し、事業の継続性も確保  
⇒一部行政が役割りを担いつつ、環境再生保全機構等の電話相談を活用する方向で検討

エ 総括

- (ア) 上記アからウの検討のとおり、出資法人であるセンターの主たる事業により提供されるサービスについて、他に代わりうる主体や手法により十分確保が可能
- (イ) 手法の見直しを行わない場合、センターに対し運営費補助金や人件費補助金等の支援が継続的に必要  
⇒ 出資法人であるセンターの設立目的が希薄化。法人との今後の在り方として、連携した取組の継続は困難と判断

オ センターの財政的・人的な経営基盤の検証

- 上記エのとおり設立目的が希薄化しているが、連携・活用指針を踏まえ、センターの経営基盤を検証
- a 現状
  - (a) 公益財団法人の制約
    - ・公益目的事業以外の収益の50%は公益目的事業のために使用
    - ・公益目的事業の収入はその実施に必要な費用を償う額を超えない（収支相償の原則）
  - (b) 法人の財務・人的状況
    - ・年間の収益約1,500万円
    - ・運営費補助として、法人の収支不足に対し基金を原資として両市合計年額約3,000万円を補助
    - ・人件費補助として、法人が雇用する川崎市及び横浜市OBの職員の給与に対し、令和6年度は年額合計約1,400万円を補助予定
    - ・基金の残高は令和5年度末時点で、川崎市約1億7千万円、横浜市約1億3千万円
    - ・正味財産については、主に建物等の減価償却などにより約1,200万円が毎年遁減
    - ・人件費や施設維持費などの固定費が多くを占めており、弾力性の低い経常収支となっていることから、大幅な経営改善が見込めない
- b 財務シミュレーションの実施
 

法人に事業を実施する経営基盤はあるか、次の3つのパターンで財務シミュレーションを実施

  - (a) 現状維持パターン 前提：現状のまま事業を継続
  - (b) 経営改善パターン 前提：仮に医学的検査の単価を2倍に増額し、事業収益の増加を図る
  - (c) 土地返却考慮パターン 前提：事業終了後、土地返却を考慮し、コストを削減しつつ、事業を実施
- c 財務シミュレーションの結果
  - ・(a) 現状維持パターンは令和14年度末に、(b) 経営改善パターンは令和16年度末に基金残高がマイナスとなるため、法人の事業継続が困難となる見込み

- ・(c) 土地返却考慮パターンでは令和8年度末をもってセンターでの事業を終了することで、川崎市及び横浜市の基金から、建物除却費用を捻出しつつ、残りの基金で備品の廃棄等に要する費用などに対応することを想定。
- d センターの経営基盤の検証結果
 

財務シミュレーションの結果を踏まえ、今後も基金を原資とした補助金での対応が継続されることとなるが、法人の自立的な運営が見込めない以上、事業を実施する経営基盤が十分に整っているとは言えない。

連携・活用指針に基づくセンターとの今後の在り方の検討結果を踏まえ、民間医療機関等を活用したサービス提供の見直しを進めていく必要がある。

5 今後の取組の方向性

- 専門医療の高度化、地域への広がりなどを踏まえ、民間医療機関等を活用したサービス提供へ完全移行
- センターについては、設立目的の希薄化等を踏まえ、当該法人への補助金の廃止及び委託の終了

(1) 民間医療機関等を活用したサービス提供へ完全移行

事業名	対象	具体的取組
医学的検査	被認定者	検査受入可能な民間医療機関への完全移行
呼吸機能訓練	被認定者	家庭療養指導事業等の取組強化。啓発パンフレット等による啓発の充実
	地域住民	啓発パンフレットや、DVD、WEBによる動画配信など、啓発環境の充実
呼吸器健康相談	地域住民	環境再生保全機構等の電話相談の活用

(2) センターへの補助金の廃止及び委託の終了

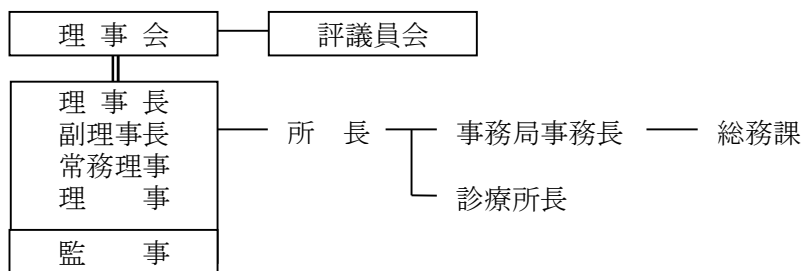
- ア センターが受託している医学的検査、呼吸機能訓練、呼吸器健康相談については、民間医療機関等を活用したサービスに完全移行するため、補助金の廃止及び委託の終了
  - イ 被認定者の民間医療機関等での受検への移行期間や、法人手続き等を考慮し、委託に関しては令和8年度まで、補助金に関しては令和9年度まで継続
- (3) 今後必要な対応等
- ア 被認定者への丁寧な周知・対応
  - イ サービスの移行期間並びに令和9年度は、センターの体制を維持しなければならないため、必要となる委託と補助金については、継続を基本
  - ウ センター職員に関して、今後の雇用に配慮
  - エ センター保管の医学的検査の記録等については取扱いを整理（医療法等）
  - オ センターの残余財産の取扱いは出捐者である川崎市と横浜市へ寄付する方向で調整
  - カ センター用地については更地化し、都市再生機構への返還を基本

6 今後想定するスケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
法人手続調整等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●10月：健康福祉委員会「公営保健センターの今後の在り方について」報告</li> <li>●11月(予定)：公営保健センター理事会・臨時評議委員会「公営保健センターの今後の在り方について」報告</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●3月 基金の廃止 (基金条例の一部を 変更する条例の制定)</li> </ul>	
センター事業移行期間			事業完全移行
事業の継続 ①検査・検診事業 ②呼吸機能訓練 ③呼吸器健康相談			<ul style="list-style-type: none"> <li>●3月 委託事業終了</li> <li>●令和9年度末 補助金廃止</li> </ul>

## 法人の組織

(1) 機構図

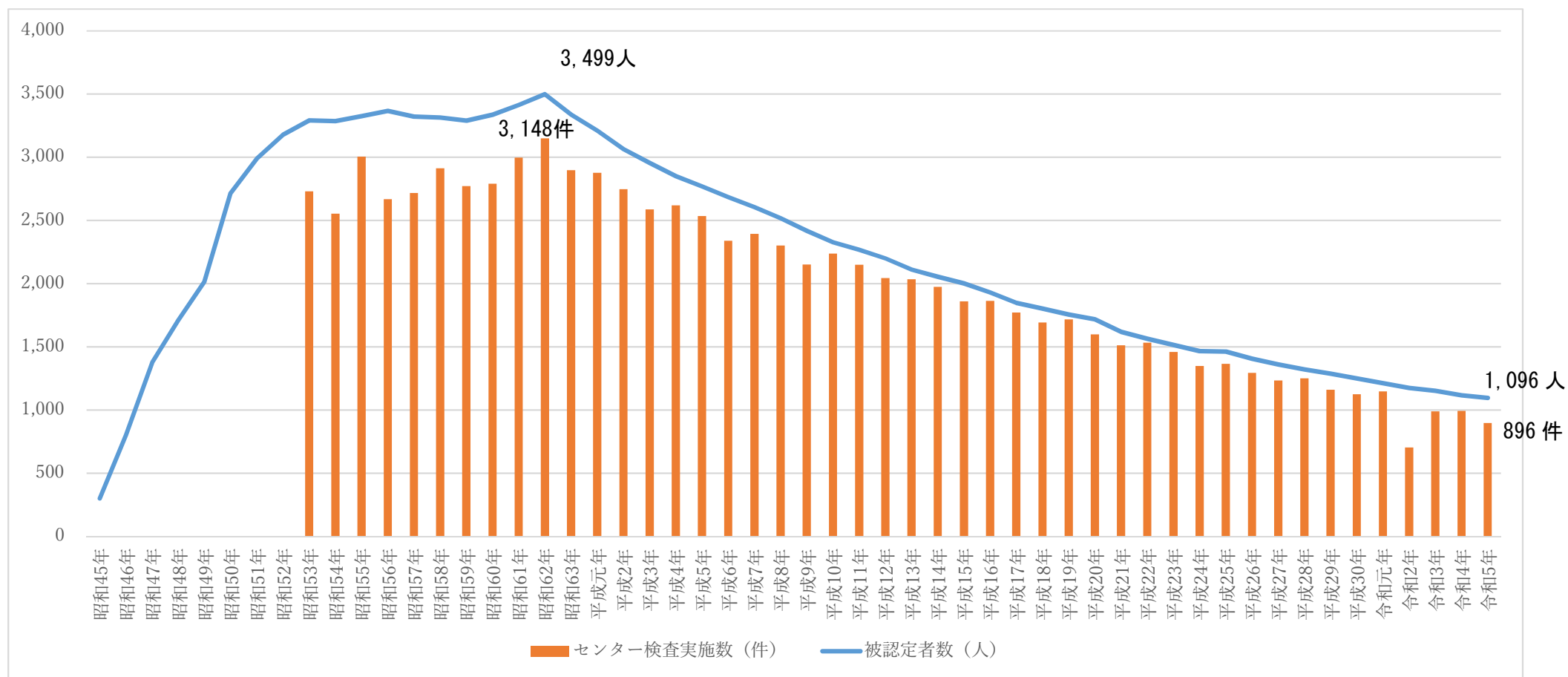


(2) 役員及び職員の数

	常勤			非常勤		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員数	1名	0名	0名	5名	1名	0名
職員数	1名	0名	1名	5名	0名	0名

# 資料編

## 1 川崎市被認定者数及びセンター検査実施数推移

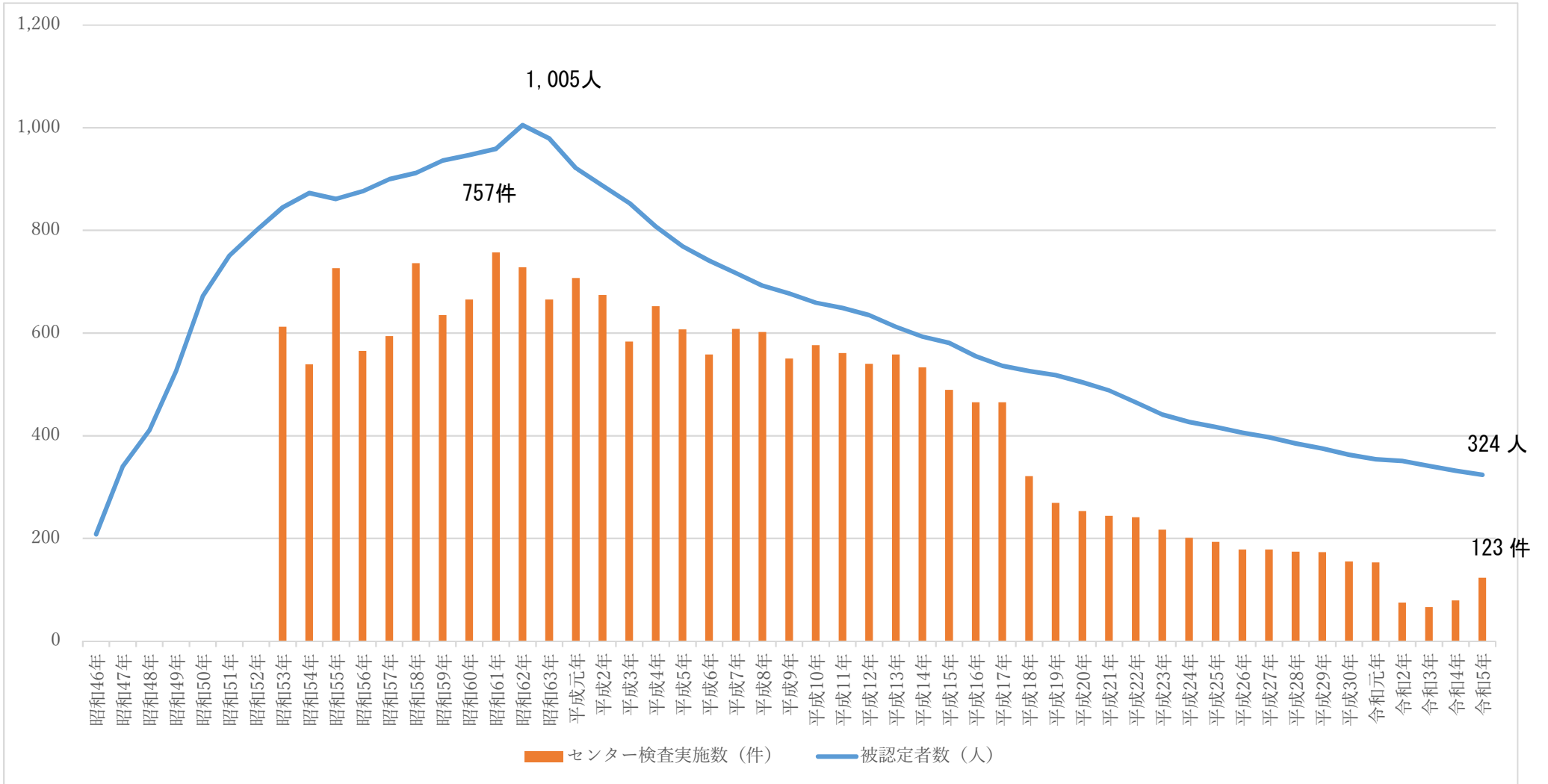


※被認定者数

昭和45年～昭和53年までは毎年12月末時点の数

昭和54年以降は年度末時点の数

## 2 横浜市被認定者数及びセンター検査実施数推移



### ※被認定者数

昭和45年～昭和53年までは毎年12月末時点の数

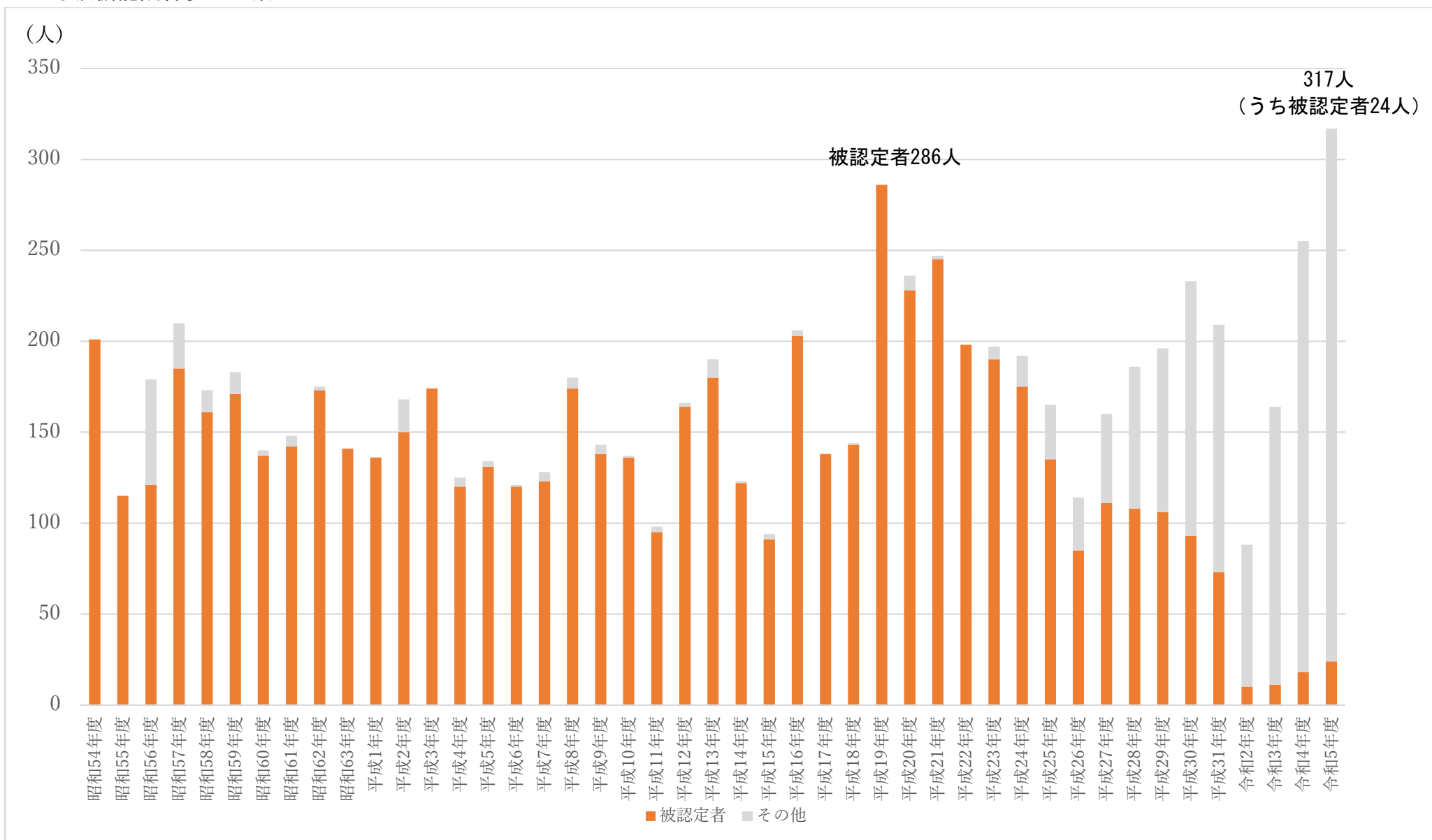
昭和54年以降は年度末時点の数

### 3 川崎市・横浜市基金残高

(単位：円)

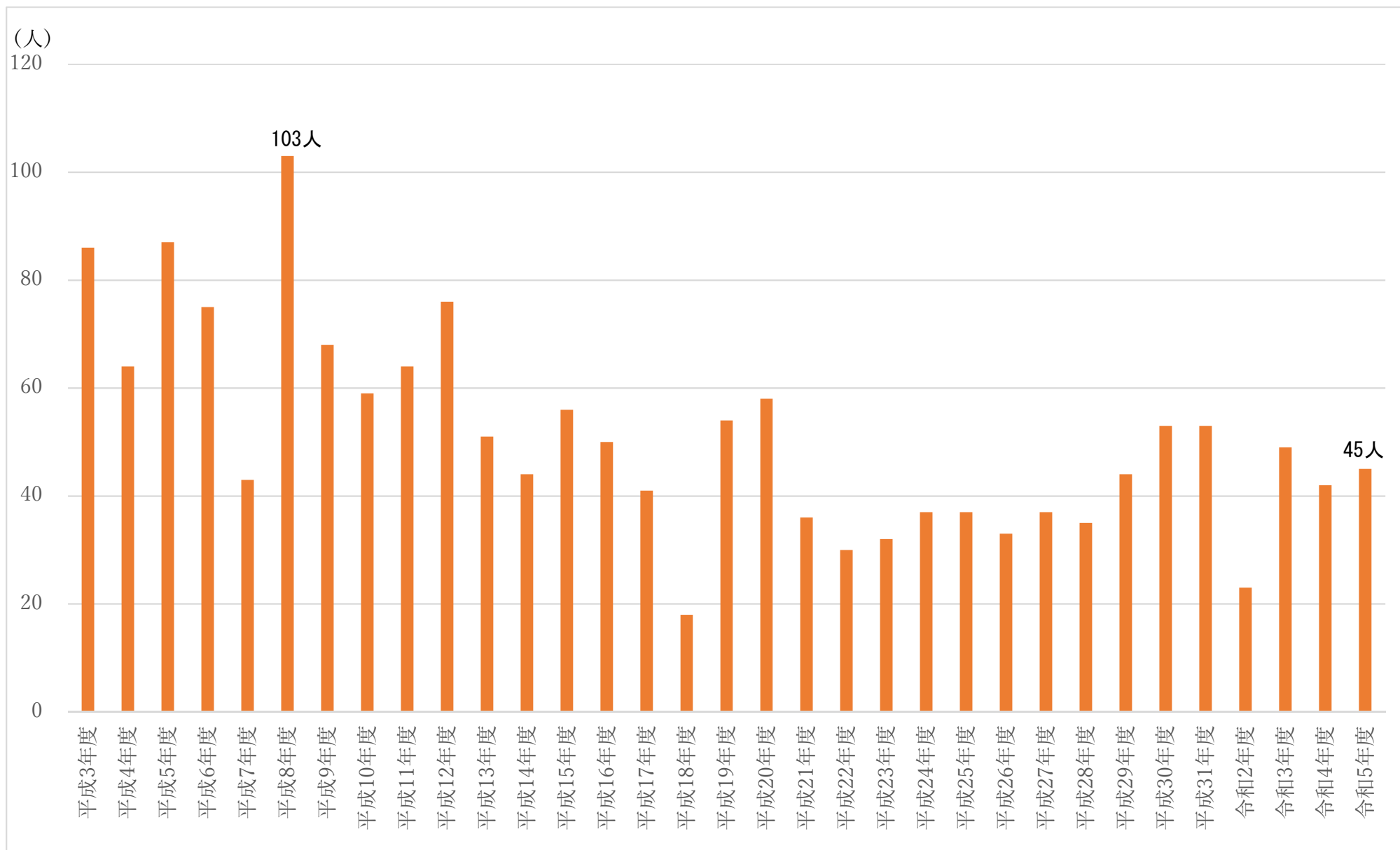
	川崎市基金残高	横浜市基金残高	合計
平成14年度	600,000,000	331,053,583	931,053,583
平成15年度	581,602,040	331,053,583	912,655,623
平成16年度	566,333,435	331,053,583	897,387,018
平成17年度	550,092,077	330,965,583	881,057,660
平成18年度	532,013,385	322,155,832	854,169,217
平成19年度	518,967,539	316,291,137	835,258,676
平成20年度	505,107,441	310,065,752	815,173,193
平成21年度	492,702,553	303,724,072	796,426,625
平成22年度	479,998,057	296,316,684	776,314,741
平成23年度	463,892,706	287,576,031	751,468,737
平成24年度	448,520,100	278,620,141	727,140,241
平成25年度	420,611,645	263,370,681	683,982,326
平成26年度	397,296,097	250,392,266	647,688,363
平成27年度	338,203,946	219,628,605	557,832,551
平成28年度	314,674,029	206,552,785	521,226,814
平成29年度	278,119,784	187,103,353	465,223,137
平成30年度	257,443,920	175,869,763	433,313,683
平成31年度	238,824,138	165,857,866	404,682,004
令和2年度	221,680,601	156,576,054	378,256,655
令和3年度	202,864,194	146,560,808	349,425,002
令和4年度	188,080,171	138,716,687	326,796,858
令和5年度	174,147,170	128,337,810	302,484,980

#### 4 呼吸機能訓練参加人数





## 5 呼吸器健康相談参加人数



6 センター事業収益（5か年）

（単位：円）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査・検診事業（川崎市）	9,820,767	6,162,929	8,256,842	8,924,945	7,575,370
検査・検診事業（横浜市）	994,575	529,575	468,798	567,062	821,919
呼吸機能訓練（川崎市）	3,002,159	2,015,963	2,745,323	2,890,511	3,121,783
呼吸器健康相談（川崎市）	2,795,464	1,330,987	2,691,976	2,457,790	2,968,492
合計	16,612,965	10,039,454	14,162,939	14,840,308	14,487,564

7 センター運営費・人件費補助額（5か年）

（単位：円）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運営費補助金（川崎市）	20,068,089	18,566,149	20,032,035	15,717,367	14,795,873
（横浜市）	10,033,544	9,283,075	10,016,517	7,859,184	7,397,936
人件費補助金（川崎市）	5,517,980	5,519,160	5,468,580	5,521,880	5,566,000
（横浜市）	6,467,180	6,449,960	6,392,960	6,191,130	6,592,010
合計	42,086,793	39,818,344	41,910,092	35,289,561	34,351,819

## 8 財務シミュレーション結果

### (1) 現状維持パターン

#### 収益・基金残高等推移

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
事業収益	14,947	14,965	14,199	14,260	14,277	13,581	13,633	13,651	13,007
川崎市補助金収入(運営費)	15,819	18,875	21,129	15,789	14,557	14,464	18,190	19,205	49,626
川崎市補助金収入(人件費)	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698
横浜市補助金収入(運営費)	7,910	9,438	10,565	7,894	7,279	7,232	9,095	9,603	24,813
横浜市補助金収入(人件費)	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557
経常費用	63,559	68,421	61,029	63,764	62,315	61,478	65,571	68,771	65,787
正味財産期末残高	112,513	101,658	100,644	89,337	77,741	66,151	55,836	43,787	77,473
基金期末残高(川崎市)	159,547	141,789	121,652	106,715	92,905	79,091	61,455	42,680	-6,647
基金期末残高(横浜市)	121,327	112,738	102,963	95,789	89,181	82,574	74,057	64,972	40,614

### (2) 経営改善パターン

#### 収益・基金残高等推移

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
事業収益	23,804	23,839	22,308	22,430	22,464	21,072	21,177	21,211	19,924	20,028
川崎市補助金収入(運営費)	11,871	14,920	17,515	12,147	10,908	11,125	14,827	15,835	46,543	13,842
川崎市補助金収入(人件費)	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698	7,698
横浜市補助金収入(運営費)	5,936	7,460	8,757	6,074	5,454	5,562	7,414	7,918	23,271	6,921
横浜市補助金収入(人件費)	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557	6,557
経常費用	66,494	71,362	63,716	66,472	65,028	63,960	68,071	71,276	68,079	67,017
正味財産期末残高	112,513	101,658	100,620	89,290	77,672	66,038	55,680	43,589	77,211	65,353
基金期末残高(川崎市)	163,495	149,720	133,253	122,039	111,985	101,645	87,529	72,306	26,270	12,612
基金期末残高(横浜市)	123,301	116,704	108,764	103,451	98,722	93,850	87,094	79,786	57,073	50,551

(3) 土地返却考慮パターン

ア 令和9年度末時点の基金残高等

収益・基金残高等推移

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業収益	14,947	14,965	14,199	14,260
川崎市補助金収入（運営費）	15,819	18,875	14,104	15,709
川崎市補助金収入（人件費）	7,698	7,698	7,698	7,698
横浜市補助金収入（運営費）	7,910	9,438	7,052	7,854
横浜市補助金収入（人件費）	6,557	6,557	6,557	6,557
経常費用	71,717	76,319	68,397	70,865
正味財産期末残高	104,340	85,586	67,183	48,662
基金期末残高（川崎市）	159,547	141,789	128,677	113,869
基金期末残高（横浜市）	121,327	112,738	106,475	99,366

イ アの結果を踏まえ令和8年度末で事業終了（令和9年度建物除却費用支出）した場合の基金残高等

○川崎市及び横浜市の基金から、建物除却費用を捻出しつつ、残りの基金で備品の廃棄等に要する費用などに対応することを想定。

収益・基金残高等推移

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業収益	14,947	14,965	14,199	0
川崎市補助金収入（運営費）	15,819	18,875	14,104	89,674
川崎市補助金収入（人件費）	7,698	7,698	7,698	7,698
横浜市補助金収入（運営費）	7,910	9,438	7,052	44,837
横浜市補助金収入（人件費）	6,557	6,557	6,557	6,557
経常費用	75,421	80,023	72,101	171,256
正味財産期末残高	100,636	78,178	56,071	28,409
基金期末残高（川崎市）	159,547	141,789	128,677	39,904
基金期末残高（横浜市）	121,327	112,738	106,475	62,384

法人(団体名)		公益財団法人川崎・横浜公害保健センター		所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当		
<b>●法人情報</b>							
<b>(1)財務状況</b>							
収支及び財産の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)						
	経常収益	59,605	57,123	55,894			
	経常費用(事業費)	37,580	36,009	35,809			
	経常費用(管理費)	27,499	26,588	26,032			
	うち減価償却費	16,126	16,154	15,728			
	当期経常増減額	△5,474	△5,474	△5,947			
	経常外収益						
	経常外費用	0					
	税引前当期一般正味財産増減額	△5,474	△5,474	△5,947			
	当期一般正味財産増減額	△5,474	△5,474	△5,947			
(指定正味財産増減の部)							
当期指定正味財産増減額	△3,193	△6,740	△6,801				
正味財産期末残高	147,846	135,632	122,884				
貸借対照表	総資産		154,366	141,102	135,755		
	流動資産		6,520	5,469	12,301		
	固定資産		147,846	135,632	123,454		
	総負債		6,520	5,469	12,871		
	流動負債		6,520	5,469	12,871		
	固定負債						
	正味財産		147,846	135,632	122,884		
	指定正味財産		83,994	77,254	70,453		
一般正味財産		63,852	58,379	52,432			
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
経常収益	事業収益	14,163	14,840	14,488			
経常費用	人件費(事業費+管理費)	28,245	28,783	27,191			
総資産	特定資産(積立金等のみ)	13,041	14,341	15,641			
総負債	有利子負債(借入金+社債等)						
本市の財政支出等(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
補助金		25,500	21,239	20,361			
負担金							
委託料		13,694	14,273	13,665			
指定管理料							
貸付金(年度末残高)							
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)							
出捐金(年度末状況)		6,660	6,660	6,660			
(市出捐率)		66.6%	66.6%	66.6%			
財務に関する指標		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
流動比率(流動資産/流動負債)		100.0%	100.0%	95.6%			
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)							
経常収支比率(経常収益/経常費用)		91.6%	91.3%	90.4%			
正味財産比率(正味財産/総資産)		95.8%	96.1%	90.5%			
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用		60.2%	56.7%	55.0%			
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益		65.8%	62.2%	60.9%			
法人コメント				本市コメント			
現状認識		今後の取組の方向性			本市が今後法人に期待することなど		
<p>公害健康被害被認定者の状況は、令和5年度末で40歳・50歳の被認定者数が583人(53.2%、現在被認定者総数1,096人)いるため、被認定者が減少傾向にあっても、引き続き法人としての役割を担う必要があります。</p> <p>正味財産増減計算書においては、被認定者が減少傾向にあることや、近隣の医療機関で検査を受ける事例が増加していることにより検査収益が減少したほか、減価償却費の計上や資本的支出の減などにより、正味財産期末残高は、12,748千円の減額となりました。</p>		<p>今後、公害健康被害被認定者数の減少により、検査・検診事業の収益も減収となることが見込まれます。一方、費用については、人件費・施設維持費などの固定費が多くを占めており、弾力性の低い経常収支となっていることから大幅な改善は見込めないものの、可能な範囲で経費の節減を進めていきます。正味財産の額については、大幅な資産計上が見込めないことから、今後も減価償却相当額が遞減していきますが、建物修繕の資本的支出など計画的に推進していきます。また、各事業の黒字化を抑制する収支相償を勘案しつつ、バランスの取れた事業運営を行い、参加した方々に満足いただける取組を推進します。</p>			<p>川崎市の被認定者は減少傾向にあるほか、近隣の医療機関で検査を受ける事例が増加するなどしております。</p> <p>こうした中、議会からは、検査・検診事業が減収傾向にあること、センターで実施する事業を担えるその他の医療機関等が増加していること、相対的にセンターの専門性等が薄れていること、法人の収支不足に対して、限りある公害健康被害補償事業基金を原資とした補助金で対応している状況などを鑑みて、本市に対してセンターの在り方を含めて検討するよう要請されたことなどの状況を踏まえ、検査等のサービス継続に向けて、本市として検討を進めているところですが、法人としても事業の効果的・効率的な実施並びに、抜本的な経営改善の可能性について検討を期待しています。</p>		
<b>(2)役員・職員の状況(令和6年7月1日現在)</b>							
役員	常勤(人)			非常勤(人)			
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)	
職員	1	0	0	5	1	0	
	1	0	1	5	0	0	
●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由							
・今後の方向性							